

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年5月7日（火曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格者証明について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 報告第1号 土地改良事業換地計画の同意願いについて

○出席委員（33名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君
20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君
23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

○欠席委員（3名）

1番 内藤 雅夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
------------	-------------	-------------

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	古田 考幸 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	洞戸事務所 課長補佐	武山 昌史 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君	農務課主幹	後藤 浩孝 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 県農業会議で関市の農業委員の活動について、発表することになりました。そこで、地域の農業の活性化への新たな取り組みとして、農業の補助金などの施策の勉強会の開催や農家の後継者の婚活について農業委員の活動として行いたいと思います。

また、関市議会議員と地域農政についての座談会を開くことで、さまざまな意見を交換したいかと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 国の経済状況は、円安、株価の高騰となり、アベノミクスの経済効果が今後も期待されております。当市におきましても、経済対策として様々な事業に取り組みます。

まず、販路の拡大としまして、ソーシャルネットワークを活用した関市の刃物や特産品、農産加工品などの販売を計画しております。また、6次化産業のネットワークを作りまして地域農業の発展のため有効に活動していきたいと思っております。

今後とも、どうかよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、1番 内藤雅夫委員、33番 川村信子委員、34番 長尾初恵委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

12番 石木治男委員、13番 篠田権三委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は千疋地内の4筆で、千疋公民館の東200mほどに位置する畑2筆、66㎡、及び千疋公民館の南西90mほどに位置する畑859㎡、並びにアテナ急送の北西130mほどに位置する農振農用地の田、972㎡です。

申請人は親子で、譲受人は、父より農地を譲り受け、農業に従事したい。譲渡人は老齢となり、後継者である子に贈与したいというものです。

4月17日に現地確認をし、畑及び田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、千疋地内の2筆で、ミニストップ関千疋店の南200mほどに位置する農振農用地の田、842㎡、及びミニストップ関千疋店の北西120mほどに位置する農振農用地の田1、164㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図るため買い受けるもの。譲渡人は相続により取得したが耕作ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、千疋地内の3筆で、ミニストップ関千疋店の南西120mほどに位置する農振農用地の田、2, 184㎡、及びミニストップ関千疋店の西460mほどに位置する農振農用地の畑487㎡、並びにミニストップ関千疋店の西北西250mほどに位置する登記地目山林、現況地目が畑の251㎡です。

借受人は、農業経営を拡張するため申請地を借り受けたいというもの。貸付人は、高齢により農業経営が困難なため借受人の申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、5年間としています。

4月17日に現地確認をし、田並びに畑で農地性有りと確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、中之保地内、道の駅平成の北東400mほどに位置する畑、142㎡です。

譲受人は、農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○18番（中村睦明君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の4件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は5ページになります。

申請地は、東山一丁目地内、東山公民センターの南90mほどに位置する市道沿いの畑、28㎡です。

申請人は、自宅敷地内に車庫兼物置を建築したいというものです。

4月17日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は6ページになります。

申請地は、塔ノ洞地内、関中池ゴルフクラブの北北西に位置する市道沿いの田が4筆、計2,904㎡です。

申請地は、田として耕作することが困難であるため、一時転用による農地の嵩上げを行い畑地として耕作したいというものです。

4月17日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

一時転用の期間は、許可日から2年間としています。

続いて、3番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は、塔ノ洞地内、関中池ゴルフクラブの北北西に位置する市道沿いの田、393㎡です。

申請地は、田として耕作することが困難であるため、一時転用による農地の嵩上げを行い畑として耕作したいというものです。

4月17日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

一時転用の期間は、許可日から1年間としています。

続いて、4番の案件は、位置図は8ページになります。

申請地は、千疋地内、千疋公民館の東200mほどに位置する市道沿いの畑155㎡です。

申請人は、安全な太陽エネルギーを利用した太陽光発電施設を設置して安定した収入を得たいというものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、住宅が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、5番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、中之保地内、武儀やまゆり東保育園の西南西330mほどに位置する市道沿いの畑、1143㎡です。

申請人は、自宅敷地に隣接する畑を静養住宅の庭園敷地として利用したいというものです。

4月17日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、500m以内に、郵便局、保育園があり、第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、洞公民館の南160mほどに位置する県道沿いの畑、335㎡です。

申請人は、高齢のため耕作が困難のため、申請地に隣接する自己所有地を一体利用し、太陽光発電施設を設置して安定した収入を得たいというものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、県道に接し、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○11番（兼村正美君） 1番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 2番、3番について異議ありません。

○18番（中村睦明君） 4番について異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 5番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○17番（足立孝弘君） 太陽光発電施設についての相談や付近でも見られるようになりましたが、農地での事業実施について説明していただきたい。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 今回のように農地転用の許可を取っていただいて行われることについては問題ありません。

国では農振農用地や農地のまま太陽光発電施設を設置する場合の指針がでておりますが、必ず農作物の栽培を行い、生育や収穫高等に影響のないことが条件となっているため、作物の選定もありますが実施は不可能ではないかと思われます。

○議長（深川俊朗君） 他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は、弥生町二丁目地内、大垣共立銀行関口出張所の南西110mほどに位置する市道沿いの田、208㎡です。

譲受人は、家族が増え住宅も狭くなり、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢になり、農地の維持が困難であり、申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東80mほどに位置する市道沿いの畑2筆、420㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて公園を建設したいというもの。譲渡人は、地域からの要望により公園として利用するため、自治会へ贈与するものです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は13ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、肥田瀬地内、サークルK肥田瀬店の南300mほどに位置する市道沿いの田2筆、378㎡です。

申請人は義理の親子で、借受人である子の夫は、現在、アパート住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である妻の父は、子の夫の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、4番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、サークルK肥田瀬店の南300mほどに位置する市道沿いの田21㎡です。

譲受人は、農器具等を保管する倉庫を建築するため自宅に接する申請地を譲り受けて倉庫を建設したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、5番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、申請地は、志津野地内、富野中学校の北西120mほどに位置する市道沿いの畑、703㎡です。

譲受人は、賃貸住宅に居住しているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は16ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、神明町1丁目地内、稲口グランド北東180mほどに位置する市道沿いの畑、452㎡のうち227.35㎡。地積測量図の添付が有ります。

申請人は娘夫婦とその父親で、借受人である娘夫婦は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父親は、娘夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、7番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は、神明町4丁目地内、しんめい公園の西50mほどに位置する市道沿いの畑221㎡です。

譲受人は、現在、アパート住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢のため農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西350mほどに位置する市道沿いにある田2筆 1, 516㎡です。

譲受人は、親子であり、住居が手狭になったため、自己のための二世帯住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、トーヨー工業本社工場富士塚工場の北に位置する市道沿いの畑が3筆、計1,658㎡のうち312.37㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、居住している住居が手狭になったため、広い敷地に住宅を建築したいというもの。譲渡人3人は、病弱や高齢であったり、農業経営が困難のなか、単独では売却するには難しい土地形状も考慮し、相談した結果、譲受人の一括売却の申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、下有知地内、長良川鉄道松森駅の南440mほどに位置する市道沿いの畑、985㎡です。

賃借人は、法人であり、太陽光発電事業も業としていて、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備するというもの。貸付人は、農業経営が困難なため借受人の申し出に応じるものです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、11番の案件は、位置図は21ページになります。

所有権移転で、申請地は、北仙房地内、やまとう内科クリニックの南東70mほどに位置する市道沿いの田、651㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は、土地形状・近隣の状況から宅地分譲に最適と考え譲り受けるもの。譲渡人は、相続により取得した農地の管理が、遠方に居住のため困難なところ、譲受人の申し出があり、その申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転で、申請地は、十軒町地内、岡田医院の西南西100mほどに位置する市道沿いの田165㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は、近隣に住宅や公共施設があり、分譲地に適していると考え、譲り受け建売分譲住宅を建築するというものです。譲渡人は、相続により取得した農地の管理が、遠方に居住のため困難なところ、譲受人の申し出があり、その申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、13番の案件は、位置図は23ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、円保通3丁目地内、円保公園の北90mほどに位置する市道沿いの畑、344㎡です。

申請人は祖父と孫で、借受人である孫は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、孫の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

4月17日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、20年間としています。

続いて、14番の案件は、位置図は24ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、保明地内、諏訪神社の南西200mほどに位置する市道沿いの農振農用地である田3筆の計3,987㎡。

賃借人は、申請地東側にて砂利採取を予定しており、申請地に、砂利の搬出入路及び耕土堆積場を建設するというもの。貸付人は、賃借人の申し出に応じるものです。

4月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

続いて、15番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は、山王通1丁目地内、十三塚北公園の南東100mほどに位置する市道沿いの畑、219㎡です。

譲受人は、居住敷地が手狭になったため、隣接する申請地を購入し、駐車場及び庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、16番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転で、申請地は、小瀬地内、三洋堂書店関店の南西200mほどに位置する市道沿いの畑2筆、計1,411㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は、土地形状・近隣の状況から宅地分譲に最適と考え譲り受けるもの。譲渡人は、相続により取得した農地の管理が、遠方に居住のため困難なところ、譲受人の申し出があり、その申し出に応じ譲り渡すものです。

4月17日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの11件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計16件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

1番については、担当委員の1番 内藤雅夫君が欠席ですが、異議ない旨報告がありました。

○2番（大竹 誠君） 2番、3番、4番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 5番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 6番、7番、8番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 9番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 10番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 12番、13番について異議ありませんが、11番の土地につきましては境界がはっきりしないため、官民境界の立会いが必要かと思われます。

○事務局係長（古田考幸君） 官民境界の申請を行う旨の回答書が添付されております。

○13番（篠田権三君） 14番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 15番、16番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○27番（林 修美君） 1筆の内の一部について転用の申請されておりますが許可後の土地台帳や土地の課税については、どのように変わりますか。

○事務局係長（古田考幸君） 許可後に分筆登記をされると思われますが、分筆を行われない場合の所有権移転はできませんが、土地の課税は許可部分について評価分割を行っております。

○議長（深川俊朗君） 他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の16件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの11件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借件設定に関するもの3件の、計16件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は27ページになります。

申請地は、武芸川町小知野地内、小知野公民館の西300mほどに位置する市道沿いの畑、33㎡です。

当初事業計画者は、平成18年7月28日転用許可により、自己用住宅を建設する予定であったが、その後資金繰りに支障をきたし、整地したところで計画が頓挫していました。

承継者は、当初事業計画者の姉夫婦であり、現在賃貸アパートに居住しているが子どもの成長とともに手狭となってきたため、申請地に隣接する宅地とともに、自己用住宅を建設するために譲りうけるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○24番（相宮千秋君） 1番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について、民

事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので意見を求めます。

1番の案件は、位置図は、28ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、大山歯科医院の西200mほどの旧国道248号線沿いに位置する田、297㎡です。

申請人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲として利用したいという理由から、競売地を取得したいというものです。

競売の入札期間は、平成25年5月7日から5月14日までです。

4月17日に現地確認をし、雑種地で農地性なしと確認しました。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですのでこれより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの3筆、使用貸借権の設定に関するもの124筆、計127筆の、計55件について、承認を求められています。更新が3筆で、新規が124筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が103筆106,534㎡、畑が24筆で、10,543㎡です。

地区は、小野、下白金、上之保、武芸川町谷口、富之保の5地区です。設定を受ける者は、農事組合法人 小野集落営農組合さんほか、計5者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 土地改良事業換地計画の同意願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○農務課主幹（後藤浩孝君） 報告第1号 土地改良事業換地計画の同意願いについて、説明させていただきます。

(関市上白金西中島地区共同施行土地改良事業の換地計画について報告説明)

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 次回の総会は6月7日午前10時から予定です。

また、5月の主な行事予定は、5月17日が転用申請等受付締切日で、5月20日、21日が転用申請等現地確認日で5月28日が農業会議答申日です。

○議長(深川俊朗君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時36分 閉会